



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

755 令和5年度ファイル暗号化システム構築及び運用保守委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報基盤課).....	1
756 令和5年度クリーニング師試験の実施	(食品・生活衛生課).....	4
757 保安林の指定	(森林整備課).....	4
758 //	(//).....	5
759 //	(//).....	5
760 保安林の指定施業要件の変更	(//).....	6
761 //	(//).....	6
762 //	(//).....	6
763 知事管理漁獲可能量の変更	(資源管理課).....	7
764 随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	7

○ 公安委員会告示

23 遊泳区域の指定	8
------------	-------	---

○ 公告

入札公告	(情報基盤課).....	9
------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第755号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、令和5年度ファイル暗号化システム構築及び運用保守委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和5年度ファイル暗号化システム構築及び運用保守委託業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年9月30日(土)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下

「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門(情報通信を選択科目として受験した者に限る。)の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号。以下「法」という。)第29条に規定する情報処理技術者試験(次の(ア)から(ス)までに掲げるものに係るものに限る。)の合格認定を受けている者((キ) から (ス) までに掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。)

(ア) ITストラテジスト

(イ) システムアーキテクト

(ウ) エンベデッドシステムスペシャリスト

(エ) ITサービスマネージャ

(オ) 情報セキュリティスペシャリスト

(カ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ)

(キ) プロジェクトマネージャ

(ク) ネットワークスペシャリスト

(ケ) データベーススペシャリスト

(コ) システムアナリスト

(サ) アプリケーションエンジニア

(シ) システム監査技術者

(ス) システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)について、ISMS(JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

- キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- ケ 誓約書
- コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- サ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
- シ 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し
- ス 2の(4)の要件を満たすことを証明する書類の写し
- セ 2の(5)に掲げる資格審査調書
- ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和5年6月20日(火)から同年7月4日(火)までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年6月23日(金)午前9時から同年7月7日(金)午後5時30分までの間に和歌山県総務部行政企画局情報基盤課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年6月23日(金)から同年7月13日(木)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和5年7月13日(木)午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-423-1313

電子メールアドレス e0121004@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和5年7月20日(木)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第756号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和5年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 試験の日時

令和5年11月9日（木）午前10時30分から

2 試験場所

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実技試験

洗濯物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

令和5年10月2日（月）から同月12日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、令和5年10月12日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 その他

- (1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課において配布する。また、和歌山県ホームページの「和歌山県電子申請サービス」から用紙を印刷することもできる。
- (2) 試験についての問合せは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-441-2620）に行うこと。

和歌山県告示第757号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字小川2198の1、3566の1、3566の4、3566の7、3567の1、3567の4、356

8の1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第758号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字荒田600

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第759号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字沼谷字北山409の7、409の14(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第760号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第761号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第762号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第763号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めたくろまぐろに係る令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和5年6月12日付けで変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	和歌山県資源管理方針第3の2に規定する留保枠の量
和歌山県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	15.4 トン	3.9 トン
和歌山県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	21.8 トン	
和歌山県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	12.2 トン	2.8 トン
和歌山県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	14.2 トン	

和歌山県告示第764号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体 300枚×3入（優良） 91箱
- (2) カード基体 300枚×3入（一般） 71箱
- (3) カード基体 300枚×3入（新規） 10箱
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚 9本
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 80箱
- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚 2箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) カード基体 300枚×3入（優良）
1箱当たり 474,210円
- (2) カード基体 300枚×3入（一般）
1箱当たり 474,210円
- (3) カード基体 300枚×3入（新規）
1箱当たり 474,210円
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1本当たり 165,660円
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種）
1箱当たり 154,000円
- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚
1箱当たり 17,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第23号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和5年6月20日

和歌山県公安委員会委員長 竹田純久

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和5年7月1日から同年8月31日まで
浪早ビーチ	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和5年7月8日から同年8月13日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町崎ノ北	西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和5年7月15日から同年8月31日まで
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町江津良	西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和5年7月21日から同年8月20日まで
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和5年7月21日から同年8月16日まで

公 告

入 札 公 告

令和5年度ファイル暗号化システム構築及び運用保守委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年6月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

(2) 業務の名称

令和5年度ファイル暗号化システム構築及び運用保守委託業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和10年9月30日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和5年和歌山県告示第755号に規定する令和5年度ファイル暗号化システム構築及び運用保守委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

(2) 期間

令和5年6月20日（火）から同年7月31日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和5年6月20日（火）から同年7月4日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和5年6月23日（金）午前9時から同年7月7日（金）午後5時30分までの間に和歌山県総務部行政企画局情報基盤課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
和歌山県総務部行政企画局情報基盤課別室

イ 入札日時

令和5年8月1日（火）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和5年8月1日（火）午前9時30分までに和歌山県総務部行政企画局情報基盤課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部行政企画局情報基盤課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部行政企画局情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-423-1313

電子メールアドレス e0121004@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction, operation and maintenance of file encryption system

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 1 August 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 1 August 2023)

(3) Contact point for the notice :

Information Infrastructure Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-423-1313

e-mail e0121004@pref.wakayama.lg.jp